

討論「オペラ・都市・社会」(平成15年11月10日 滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール)

- オペラが、情報化、グローバル化が進む21世紀の変貌する社会の中で持ちうる意味に関する講演及び討論
 <参加者> ■イオアン・ホレンダー (ウィーン国立歌劇場総監督) ■中村孝義 (ザ・カレッジ・オペラハウス館長)
 ■若杉弘 (びわ湖ホール芸術監督) ■河合肇雄 (文化庁長官)

討論「文化芸術と科学技術」(平成15年11月24日 国立京都国際会館)

- 文化芸術と科学技術の接点の現状紹介と今後の展望に関する講演、事例報告、討論並びに鼎談
 <参加者> ■稲盛和夫 (稲盛財団理事長) ■河口洋一郎 (東京大学教授) ■小平桂一 (総合研究大学院大学長)
 ■金羅琪 (東西大学教授)(韓国) ■トッド・マコーバー (マサチューセッツ工科大学教授)(米国)
 ■中村桂子(JT生命誌研究館館長) ■河合肇雄 (文化庁長官)

座談会「外交官が見た日本文化の魅力と文化多様性」(平成15年11月25日 兵庫県公館)

- 文化多様性をめぐる世界の潮流及び外国人の目からみた日本文化の多様な魅力に関する講演及び座談会
 <参加者> ■磯村尚徳 (パリ日本文化会館館長) ■ミハイル・ガル・ジン公使 (ロシア) ■ヤトヴィガ・ロドフイツチ公使(ポーランド)
 ■ヤン・デフリース在大使館・神戸総領事 (オランダ)

<p>座談会「演劇の未来 -大阪から世界へ-」 (15.11.25 大阪迎賓館)</p> <p>浅利慶太(演出家・劇団四季芸術総監督)/ キム・ジョンオク(国際演劇協会名誉会長)(韓国)/ 寺脇研(文化庁文化部長)</p>	<p>座談会「文化の多様性への対応 -21世紀の美術館の課題-」(15.11.26 二条城)</p> <p>高階秀爾(大原美術館長・元国立西洋美術館長)/ ジャルマン・ヴィアット(ケ・ブランリー美術館長)(フランス)/ ジャン・フランソワ・ジャリージュ(ギメ美術館長)(フランス)/ ラジーヴ・ローチャン(ニューデリー国立近代美術館長)(インド)/ ロバート・アンダーソン(前大英博物館長)(英国)</p>
<p>座談会「グローバルゼーションと芸術家の アイデンティティ」(15.11.26 西本願寺)</p> <p>三浦尚之(福島学院大学教授・ミュージックフロムジャパン芸術監督)/ オーネット・コームン(ジャズ奏者、作曲家)(米国)/ オズワルド・ゴリホフ(作曲家)(アルゼンチン・米国)/ ジョン・ロックウエル(ニューヨークタイムズ編集者)(米国) ロビン・アーチャー(メルボルン国際芸術祭芸術監督)(豪州)</p>	<p>討論「文化による協調と共存」(15.11.27 薬師寺)</p> <p>平山郁夫(東京藝術大学長)/前田耕作(和光大学名誉教授)/ 肥塚隆(大阪大学総合芸術博物館長)/長崎帽子(龍谷大学教授)/ 秋山光文(お茶の水女子大学教授)/ヨアヒム・パウチエ(和光大学教授)(ドイツ)/ サイダー・ヴァンダル(ラホール国立芸術大学長)(パキスタン)/ ラジーヴ・ローチャン(ニューデリー国立近代美術館長)(インド)</p>



国際文化フォーラム

- ・河合隼雄文化庁長官が提唱する「関西元気文化圏」の中心事業として関西各地で開催
- ・内外の著名な文化人・芸術家が世界の文化の最新情報や文化をとりまく課題に関する知見を、講演・討論を通じて交換

第2回（平成16年度）概要 ※開会レセプション（H16.11.7 於：国立京都国際会館）

主催行事名	開催日	開催場所
対談「映画と映画祭－これまでとこれから」 山田洋次(映画監督)/イ・チャンドン(映画監督、元文化観光部長官：韓国)	H16.10.26	オリベホール
討論「文化の多様性」 記念講演：ジャック・アタリ(作家：仏)/イ・オリョン(梨花女子大学校文理大学碩座教授：韓国) 鼎談：河合隼雄(文化庁長官)/山崎正和(劇作家)/津田和明(日本芸術文化振興会理事長)	H16.11.7	国立京都国際会館
座談会 I 「シルクロードと仏教文化」 平山郁夫(東京芸術大学長) 他	H16.11.8	東大寺
座談会 II 「音楽における二つの維新」 海老澤敏((財)新国立劇場運営財団副理事長) 他	H16.11.12	滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール
座談会 III 「日韓学生サミットin大阪」 平田オリザ(劇作家)/大平光代(大阪市助役) 他 日韓の高校生・大学生13名	H16.11.14	国立国際美術館
座談会 IV 「日韓若手芸術家・文化人会合」 宮台真司(東京都立大学助教授)/キム・ヒュジョン(秋渓芸術大学校文化産業大学院長：韓国) 他	H16.11.15	NHK大阪放送局
対談「日韓文化交流の未来」河合隼雄(文化庁長官)、イ・チャンドン(映画監督：韓国)	H16.11.17	メガボックス(ソウル)
座談会 V 「文化の多様性への対応－21世紀の美術館の課題－(その2)～国際化時代における美術館の在り方～」 高階秀爾(大原美術館長) 他	H16.11.23	兵庫県立美術館

平成15年通常国会において成立した著作権法の一部を改正する法律の概要

I 改正の趣旨

「知的財産戦略大綱」及び「知的財産基本法」を踏まえ、知的財産戦略を推進するための法整備を行う。

II 改正の概要

(1) 「映画の著作物」の保護期間の延長

アニメ、ビデオ、映画、ゲームソフトなど、我が国が強い競争力を持つ「映画の著作物」について、内外における保護を強化するため、保護期間を「公表後50年」から「公表後70年」に延長する。

(2) 教育機関等での著作物活用の促進

教育の情報化等に対応して各種著作物の活用を促進するため、以下について「例外的な無許諾利用」ができる範囲を拡大する。

- ・ コンピュータ教室等での「児童生徒」等による複製
- ・ 「遠隔授業」における教材等の送信
- ・ 「インターネット試験」等での試験問題の送信
- ・ ボランティア等による「拡大教科書」の作成

(3) 著作権侵害に対する司法救済の充実

- ①権利者による「侵害行為の立証負担」を軽減するため、被告が侵害行為を否認する場合には、単純に否認するだけでは足りず、被告自身が自己の行為の具体的態様を説明しなければならないこととする。
- ②権利者による「損害額の立証負担」を軽減するため、「海賊版の販売数」×「正規品の単位当たり利益」を損害額として算定できるような、新たな「損害額算定制度」を導入する。

国立劇場おきなわについて

設置目的

国の重要無形文化財「組踊」等沖縄伝統芸能の保存振興と、沖縄の地理的・歴史的な特性を活かし、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点とする。

(平成16年1月開場)

施設概要

所在地 沖縄県浦添市勢理客^{うらそえ じつちやく}4-14-1
 劇場施設 大劇場(632席)、小劇場(255席)
 劇場用地 24,000㎡ (うち購入済み5,149㎡)
 総工費 108億8000万円



国立劇場おきなわ概観

設置・運営形態

設置者 独立行政法人日本芸術文化振興会

地方自治体等地元の協力を得るため、(財)国立劇場おきなわ運営財団に管理運営を委託

事業計画

平成17年度 主催公演 30公演(37回)
 予算額 804百万円(運営費交付金)
 (国立劇場おきなわ運営委託費等)
 412百万円(施設整備費補助金[用地購入費])

※組踊…せりふを主として歌と踊りで筋をはこぶ沖縄独自の歌舞劇。

「これからの時代に求められる国語力について—文化審議会答申—」

I これからの時代に求められる国語力について

第1 国語の果たす役割と国語の重要性

- 母語としての国語という観点から、3点に整理。
 - ①個人にとっての国語
知的活動、感性・情緒、コミュニケーション能力の基盤として不可欠
 - ②社会全体にとっての国語
文化の基盤であり、社会生活を成立させ、発展させる手段として重要
 - ③社会変化への対応と国語
価値観の多様化、国際化、情報化等の社会変化に対応するために大切

第2 これからの時代に求められる国語力

- 国語力の向上に不断の努力を重ねることは時代を超えて大切。しかし、都市化、国際化、少子高齢化、情報化などが進み、人々の生活を取り巻く環境が急速に変化していくことが予想されるこれからの時代には、これまで以上の国語力が必要。
- これからの時代に求められる「国語力」は、次の二つの領域から成る。
 - ① 国語力の中核を成す「考える力、感じる力、想像する力、表す力」
 - ② ①を支え、その基盤となる「国語の知識」や「教養・価値観・感性等」

第3 望ましい国語力の具体的な目安

- 日本人の成人として、ここまでの国語力は身に付けたいという生涯にわたる努力目標を一つの参考として、「聞く力」「話す力」「読む力」「書く力」に分けて、それぞれの力について、目指すべき具体的な目標を提示。成人に達した段階で各目標の基礎的な力が身に付いていることが望ましい。

II これからの時代に求められる国語力を身に付けるための方策について

国語力を向上させるには「自ら本に手を伸ばす子供を育てる」ことが何よりも大切。この目標を実現するために、「国語教育」と「読書活動」で取り組むべき方策を提示。

第1 国語力を身に付けるための国語教育の在り方

1 国語教育についての基本的な認識

- 国語教育を学校だけでなく、社会全体の課題としてとらえていくことが必要。
- 言葉への信頼を教え、情緒力、論理的思考力、語彙力の育成を図ることが大切。
- 国語力の効果的・効率的な向上を目指すには、一人の人間がどのように発達していくのかという観点から、各発達段階で行うべき国語教育を考えることが必要。例えば、次のような3段階に分けて考えることも可能。
 - ①3歳までは親子のコミュニケーションを通して、語彙や感性・情緒を育成
 - ②小学校の高学年までは「読む・書く」の繰り返し練習により、言葉の知識（特に「語彙力」）を確実に身に付けさせることが重要
 - ③中学生以降は、論理的思考力をはじめ情緒力、想像力等の総合的な発達を促すことが大切

2 学校における国語教育

(1) 基本的な考え方

- 国語科はもとより各教科その他の教育活動全体の中で、適切かつ効果的な国語の教育が行われること、すなわち国語の教育を学校教育の中核に据えることが重要。
- 発達段階から考えて小学校の国語教育は極めて重要。この時期に、あらゆる知的活動の基盤となる国語力の基礎をしっかりと築くため、小学校の国語の授業時間を大幅に増やすといった考え方も必要。

(2) 国語科教育の在り方

- 国語嫌いの子供を増やさないような「指導の在り方」を一層工夫しながら、情緒力、論理的思考力、思考そのものを支える語彙力を確実に育成することを重視。
- 教科内容を、情緒力の育成を中心とした「文学」（あるいは「読書」と、論理的思考力等の育成を中心とした「言語」という2分野に整理することも検討課題。
- 授業の中に、演劇や音読・暗唱をこれまで以上に取り入れたり、小学校段階から音読や暗唱にふさわしい古典の文章にもっと触れたりできることが大切。
- 小学校の6年生までに、常用漢字の大体が読めるよう、振り仮名を活用するなどして、現在の「漢字学習の在り方」について検討することも大切な課題。

(3) 国語科と他教科との関係

- 国語力は、理科や社会など、すべての教科で養われるという認識が重要。特に、「話す・聞く」の指導や、メモやノートを取るなど、すべての教科でこれまでに意識的に行っていくことが必要。
- 子供たちの国語力を向上させるためには、国語科の教員だけでなく、すべての教員が自らの国語力を高める必要があり、国語力に着目した現職教員の研修等の一層の充実を図ることが大切。このことは、教員養成の段階から配慮が必要。

3 家庭や社会における国語教育

(1) 基本的な考え方

- 家庭や社会の国語教育では、言語環境としてのマスコミの影響を考えていくことが必要。また、各人が生涯にわたって国語力の向上に自覚的・継続的に取り組んでいくような社会的な雰囲気醸成していくことも極めて大切。
- 乳幼児の脳の発達には親子のコミュニケーションが最も重要であり、それが子供の言葉を育て、感性や情緒の育成につながる。また、地域のだれもが子供たちとのコミュニケーションを通して、「国語力を育てる責任を有している」という意識の喚起も大切。

(2) 家庭や地域における取組等

- 子供は読書により言葉の数を増やせるが、更に大切なことは家庭や地域で様々な経験を積ませることで、言葉と「社会や事物」との関係性を習得することである。
- 家庭内のコミュニケーションを確保するために「テレビを消す時間」を作ることや、地域で高齢者と幼児が一緒に行う音読会のような催しを実施することも有効。
- 国語力を向上させる上で、マスコミの影響力を積極的に活用することも効果的。

第2 国語力を身に付けるための読書活動の在り方

1 読書活動についての基本的な認識

- 読書は人類が獲得した文化であり、読書習慣を身に付けることは、国語力を向上させるばかりでなく、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみの基ともなる。
- 国語力との関係でも、国語力を構成している「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる中核と

なる。特に、すべての活動の基盤ともなる「教養・価値観・感性等」を生涯を通じて身に付けていくために極めて重要。

- 読書活動の現状については、小学校、中学校、高等学校と進むにつれて「読む本の冊数」が減っていくという状況を改めることが何よりも必要。

2 学校における読書活動推進の具体的な取組

(1) 学校図書館の計画的な整備

- 平成5年に、学校図書館図書標準が定められているが、その達成率はいまだに3割台にすぎない。まず、この図書標準を確実に達成することが何よりも大切。
- 学校図書館の図書の選定については、保護者や子供たちの意向にも配慮が必要。また、学校図書館に子供たちを指導できる人が常にいる体制を作ることが大切。

(2) 学校教育における「読書」の位置付け

- 読書活動については、国語科だけでなく、すべての教科にわたって全校を挙げて取り組むものとして、学校教育の中に明確に位置付けられることが必要。
- 読書という活動の特質から自主性・自発性の尊重が重要ではあるが、一方で、読書習慣を身に付けさせるために、小学校段階からの継続した読書指導が必要。

(3) 望ましい「読書指導」の在り方

- 教員が自らの読書経験を踏まえて、個々の子供たちの置かれている状況やそれぞれの考え方・感受性等にきめ細かく配慮した適切な読書指導を行い、読書に対する意欲を引き出すようにしていくことが重要。
- 家庭と連携した読書指導を考へることが大切。家庭との連絡帳等に「読書の欄」を設け、学校での状況を家庭に伝え、読書活動を奨励していくことも有効な方策。

(4) 子供たちが読む本の質的・量的な充実

- 教科書に掲載する教材の数を増やすことも検討する必要がある。また、教科書等に載せる文章については、評価の定まった名作のたぐいも大いに利用されてよい。さらに、振り仮名を振れば、小学生でも読めるので、著名な作家や著述家の文章に早い時期から慣れさせることも大切。
- 読書活動の推進運動を展開していくために、関係団体との連携・協力の下、出版社や作家・著述家など関係者への働き掛けを進めていくことも有効な方策の一つ。

3 家庭や社会における読書活動推進の具体的な取組

(1) 家庭や地域社会における読書活動の支援

- 本を読むようにするための「最初の入り口」は聞かせることにあり、「読み聞かせ」が重要。具体的な取組としては、「読み聞かせ」の楽しさを親に感じさせるため、母親だけでなく父親も参加できるような場を設定していくことなどが大切。
- 現在、各種サークル等で進められている「読み聞かせ運動」や、地方公共団体等で進められている「ブックスタート運動」などの情報の共有化を図ることが重要。
- 学校教育の中だけで読書活動を推進していくことには限界があるので、学校週5日制を活用して、社会教育の面から、土曜日を活用するなどの取組も必要。

(2) 読書環境にかかわる情報の公開

- 各種図書館における「図書の整備」を十分に進めていくためには、国や地方公共団体が読書環境の整備の現状についての情報を積極的に公開していくことが大切。
- 現在、地方公共団体では「子ども読書活動推進計画」を策定しているところであるが、推進計画においては抽象的な目標でなく、数値目標を示すことが望ましい。

今後の舞台芸術創造活動への支援方策について(提言) ～21世紀の日本の心を育むために～

文化審議会文化政策部会

【国による支援の意義】

舞台芸術創造活動は人と人のつながりを深め、コミュニケーションの形成に寄与

文化芸術と経済は社会の二極を構成するものであり、経済のみならず、文化芸術を振興することによって、社会の活性化に寄与

舞台芸術創造活動を通じた国際貢献の必要性

【支援の在り方について】

支援の基本的在り方

- 重点的支援と幅広く多様な支援をバランスよく、メリハリをつけて
- 中長期的な観点からの支援
- 東京中心の視点から地域重視の視点へ
- 人材育成などの基盤形成への支援の充実
- 鑑賞者の意向も将来の創造活動に反映していく取組を促進
- 子ども達が教育の中において文化芸術活動に触れる機会の充実

具体的には



今後の具体的支援策の方向性

創造活動への支援

- 国としての支援目的の明確化
- 多様な創造活動の実態をふまえた支援対象事業の改善
- 各舞台芸術分野の特性に応じた支援
- 資金の早期交付
- 地域の特色ある芸術拠点の形成

基盤形成への支援

- 若手、舞台スタッフ、指導者等の人材育成策
- 評論家、メディアの交流を通じた地域の文化力の発信
- 芸術団体のマネジメント機能の強化
- 国、地域、民間の三者による支援の連携

【評価の在り方について】

- 団体の自己評価と情報公開の促進。
- 評価の透明性と公開性の確保。

- 支援体制、評価方法の見直し。
- 事後評価を行い、次年度以降の選定に反映。

文化遺産オンライン

http://bunka.nii.ac.jp/

文化遺産オンラインとは、文化庁と総務省が連携し、国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を積極的に公開することなどを目的とした、インターネット上における文化遺産のポータルサイトです。

この度、国立情報学研究所の技術協力のもと、独立行政法人国立博物館・国立美術館・文化財研究所を始め、各自治体、そして博物館・美術館、さらに関係各団体から貴重なデジタル画像などの使用

協力を得て、文化遺産オンラインが公開されることとなりました。

今後もより多くの博物館・美術館などの参加が得られるよう、また、海外に対しても日本の文化遺産情報の入り口となるよう努力してまいります。

文化遺産オンラインをどうぞよろしくお願いたします。



文化庁長官 河合 隼雄

The screenshot shows the homepage of the Cultural Heritage Online portal. At the top, there is a navigation bar with '文化遺産オンライン' (Cultural Heritage Online) and search options. Below this, there are three main search filters: '時代から探す' (Search by Era), '分野から探す' (Search by Field), and '地域から探す' (Search by Region). The main content area features a large image of a traditional Japanese landscape painting. Below the image, there are three columns of featured content: '国の指定文化財' (National Designated Cultural Property), '地方の指定文化財' (Local Designated Cultural Property), and '世界遺産と傑作宣言' (World Heritage and Masterpiece Declaration). At the bottom, there is a section for '今月のみどころ' (This Month's Highlights) listing various museums and exhibitions, and a footer with contact information and copyright notices.

1 文化遺産を探す

時代、ジャンル、地域など、さまざまな方法で文化遺産を探ることができます。また、見てみたいものが決まっていなくても、漠然としたリクエストから検索できます。

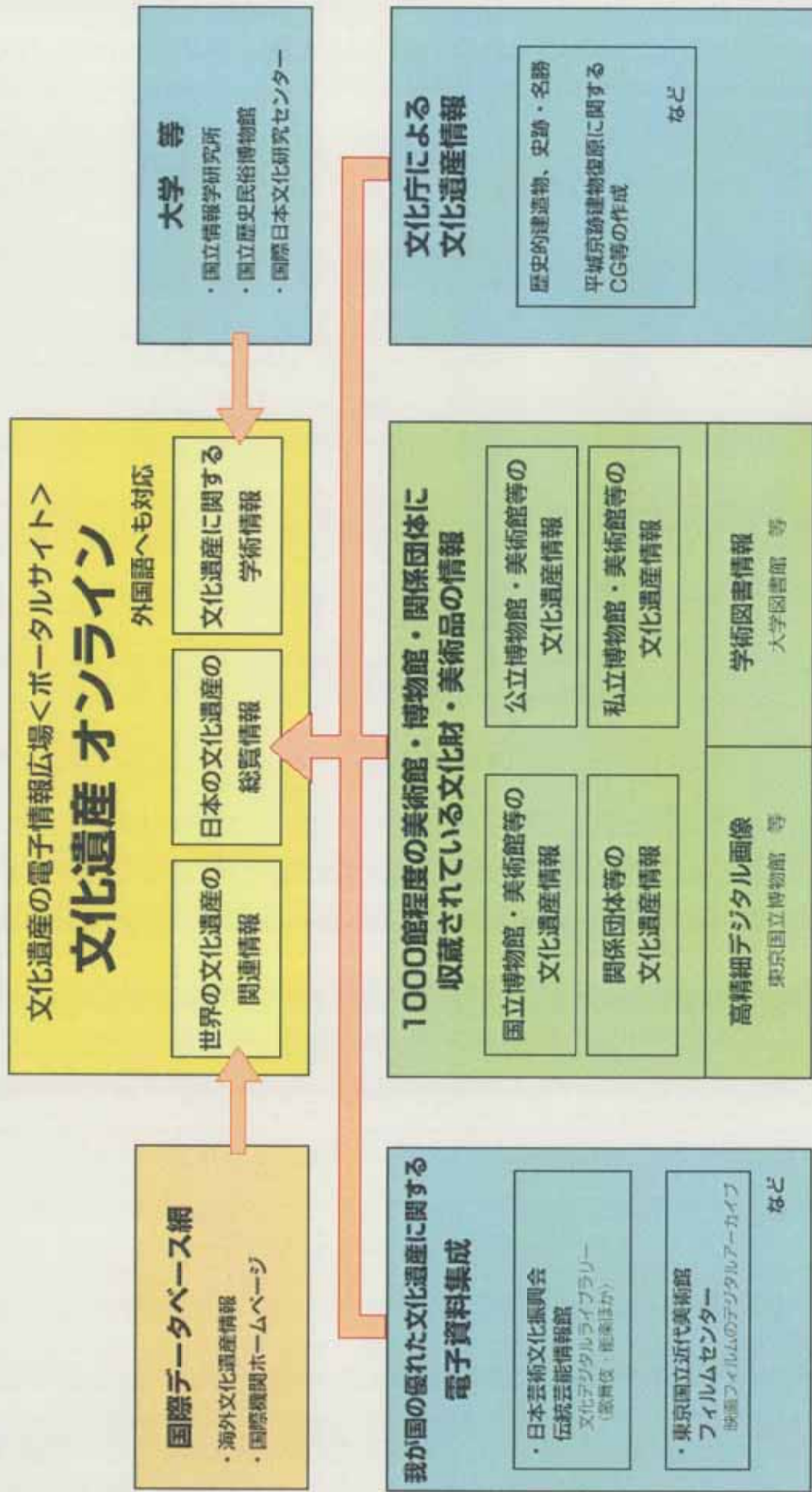
2 知識を得る

興味のあるトピックスから、文化遺産について調べることもできます。「美術品や工芸品に触れるのは初めて」という方は、まずこちらからご覧になると、文化財に関する知識を得ることができます。

3 美術館・博物館に行く

文化遺産オンラインに参加している美術館等の催事情報や全国にある美術館等のご案内を見ることができます。

文化遺産オンライン構想 全体イメージ図



**環境整備
 支援処置**

権利問題の処理方法

財政支援処置

技術的支援策等
 ・技術研修
 ・ソフト開発

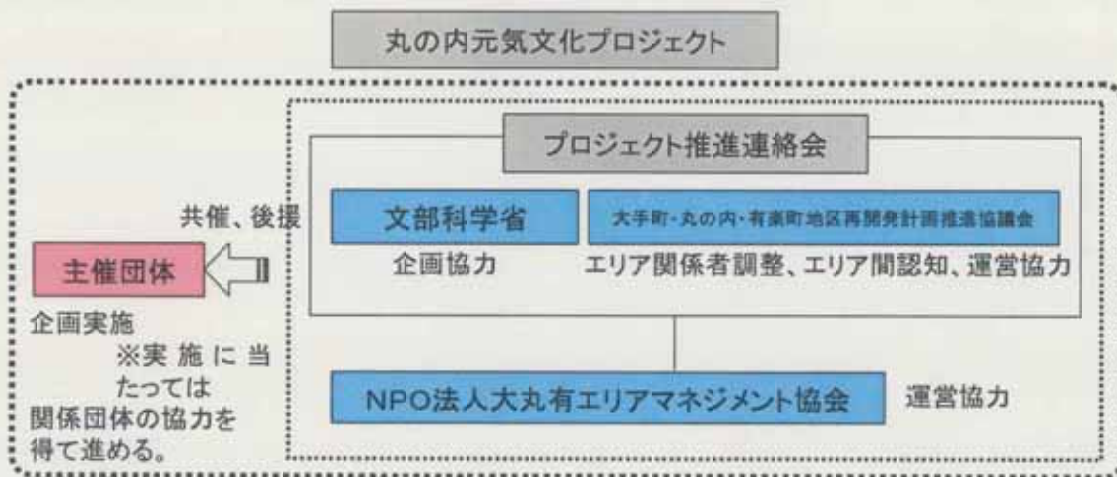
丸の内元気文化プロジェクトについて

1. 概要

文部科学省が丸の内地域に移転し、地域の一員として「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」に参加したのを契機に、この地域からの文化発信の動きを一層推進していくため、同協議会と文部科学省とが協力して「丸の内元気文化プロジェクト」を実施。

本プロジェクトは、この地域で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことを目指すものであり、プロジェクトの実施にあたっては、さまざまな分野で活動を行っている芸術文化団体が地域内企業、NPO法人「大丸有エリアマネジメント協会」などが協力。

2. 実施体制



3. 丸の内元気文化プロジェクトで実施されているプログラム

映画鑑賞会や落語口演会、オーケストラによる演奏会などを定期的に関くほか、各芸術文化団体の一般向け公演など様々なプログラムを実施。

(プログラムに関する情報は、丸の内エリア情報サイト【丸の内ドットコム】にて随時更新 <http://www.marunouchi.com/bunka>)

4. 参加事業の受付

本プロジェクトの趣旨に賛同する参加事業の登録を受付。登録により、

- ①「丸の内元気文化プロジェクト参加事業」名義を使用した活動の実施や広報
- ②「丸の内から文化力」ロゴマークを使用した活動の実施や広報
- ③推進連絡会による、事業の広報協力

などが可能。(登録受付窓口：文化庁文化広報推進室(03-6734-3161))



「丸の内元気文化プロジェクト」ロゴマーク

第1：文化多様性について

文化多様性の保護、促進

心豊かな社会、経済の活性化、世界平和への寄与

(1)

グローバル化
(通信・交通手段の発展)

- (+) 多様な文化の共存、新たな文化の創造の環境整備
- (-) 文化の画一化、地域文化の創造性・アイデンティティの喪失の懸念

自他の文化の尊重、共存、異文化間の対話・相互理解

(2)

経済と文化の関係の深まり

文化的財・サービスの流通

- (+) 文化多様性の促進（他の文化と接する機会の増大）
- (-) 国際競争の激化の懸念

経済、貿易の観点からのみでなく、文化の観点から検討が必要

第2：文化多様性を保護・促進するための我が国の取組み

日本文化の特色…多様な海外の文化の受容+独自の文化の創造と発信

「楽しい文化を創造する日本の魅力」の発信

文化多様性の保護・促進 ⇒ 分野別に効果的な支援のあり方を検討

- ①文化遺産 文化遺産保護の経験+人材育成、情報発信
- ②オペラ・オーケストラその他の舞台芸術等 人材育成・多面的な評価を育てる環境の整備
アジアの文化を日本から積極的に発信
- ③メディア芸術 コンテンツの創造、保護及び活用の推進
国内…若い才能を活かすシステムの構築
アジア諸国との協力…人材育成・共同制作

第3：文化多様性の保護・促進のための国際的な体制の構築

1. 我が国の基本的な立場

○ユネスコで条約が策定されることを支持、自由な流通にも配慮

2. 条約の目的・範囲

- 人類の文化のあるべき姿を理念的に提示
- 原則として先行条約の規定が及ばない事項に限定

3. 各国の権利義務、具体的な措置

- 自国文化を保護するため、各国は一定の措置を講じる権利を有する
 - ⇒保護主義に陥らないようにユネスコがクリアリングハウス（情報交換の場）の機能を担うことが必要
 - ⇒基本的にクォータ制等の規制措置を安易に認めるのではなく、補助金等を活用した環境整備が適当

文化財の国際協力の推進方策について

—文化財国際協力等推進会議報告の概要—

平成16年8月26日

文化庁文化財部伝統文化課

文化財国際協力の意義と重要性

人類共通の貴重な財産である文化財が、盗掘や紛争、自然破壊等により、世界各地で崩壊の危機に瀕している。

我が国は、長年にわたる調査研究等の蓄積による高度な保存修復技術を有しており、我が国が国際貢献を進めるに当たって、これらの技術を活用して文化財の国際協力を行うことは、極めて意義深いものである。

各国の文化財の保存修復を支援していくことは、我が国が国際社会から期待されている崇高な役割であり、積極的な国際協力を推進すべきである。

文化財国際協力を推進するための具体的方策等

文化財国際協力をより効果的に推進するため、次のような具体的方策等を行うことを提言。

- 文化財の国際協力に当たっては、調査研究や保存修復を実施する様々な研究機関間の連携を強化することが必要である。このため、「文化財国際協力コンソーシアム（推進協議会）」を構築し、各研究機関の保有する情報の交換・研究者等の人的交流を進めるための体制を整備する。
- また、研究機関間に加えて、研究機関と行政機関や民間援助団体・企業等との連携協力も重要である。より質の高い文化財の国際協力を進めるため、文化財の国際協力を行う関係機関が上記コンソーシアムを活用すること等により、これまでに以上に学術的専門的な識見を活用すべきである。
- 文化財の国際協力は短期的な視点のみで捉えることはできず、継続的な支援を行うことが重要であることから、中長期、複数年度にわたる支援体制を整備することが望まれる。
- 後世に文化財を確実に継承していくためには、各国が自ら調査研究や保存修復等を行っていくことが必要不可欠である。このため、研修制度の充実等により、各国の専門家の養成や能力開発を推進する。